

タイにおける領事裁判権をめぐって

——保護民問題の所在——

飯 島 明 子*

On the Consular Jurisdiction in Thailand

—— A Preliminary Note ——

by

Akiko IJIMA

As one of its stipulations of the Treaty of Friendship and Commerce between Siam and Great Britain signed in April 1855, the British were accorded the privilege of Consular jurisdiction over British subjects. Subsequently, similar treaties were concluded with various European nations. The provisions of Consular jurisdiction could be easily conceded, for it seemed convenient for the Siamese at that time to let each consulate hold the trials of the small number of European traders who were accustomed to a different law.

However, as the situations changed during the last half of the 19th century, the treaty provisions became burdensome. The exemption from the Siamese jurisdiction was extended to many Asiatic subjects born in the Colonies which the European nations were acquiring and even more, to the foreign protégés, mostly Chinese, registered at some European consulate. Especially, the French consulate was eager to enroll many Chinese as French protégés. Thus people excluded from the law and punishment of Siam increased by ever widening scale. The Siamese were obliged to take some measures as to prevent the whole-sale creation of protégés. This seemed to have constituted one of the motivating forces of the modernization.

I はじめに

1855年4月13日、バンコクにおいてイギリスとシャム¹⁾との間に締結された「友好通商条約」²⁾ (通例イギリス側全権使節 Sir John Bowring の名をとり「ボーリング条約」と呼ぶ) の

* 東京大学大学院人文科学研究科 (東洋史学専門課程)

1) 現代のタイ国 (Prathet Thai) は、1939年まで、国名を「シャム」(Sajam, Siam) と称した。したがって、1910年までを扱う本稿では、具体的歴史事象については、国名「シャム」を使用する。この場合の「タイ」(Thai) は、シャムの主要構成要素たるタイ人を指す、といちおう理解しておく。(19世紀以前にも、タイ「国」Muang Thai という表現は存在する。国家と民をどのように表現していたかは、本稿の課題とも直接かかわる問題で、今後詳細な検討を要す。)しかし、現在に至るタイの歴史を視角に入れた叙述においては、国または社会を表わす語としての「タイ」も用いる。なお、民族学的分類における「タイ族」については、綾部恒雄『タイ族 その社会と文化』弘文堂、1971、pp. 11-40 を参照。

2) Treaty of Friendship and Commerce between Her Majesty and the Kings of Siam. Signed at Bangkok, April 18, 1855.

第2条は、イギリス領事のバンコク駐在（同条約批准後）を定め、その権限の一部として、

「両国臣民間 (between British and Siamese subjects) のあらゆる係争は、領事がシャム当局と合同で (in conjunction with) 審理・判決する。刑事犯罪は、犯罪人がイギリス人の場合は領事がイギリス法によって処罰し、犯罪人がシャム人の場合はシャム当局がシャムの法によって処罰する。」

と規定した。翌1856年同条約の批准交換の際、両国はさらに詳しく条約の内容を定めた「附属協定」³⁾に調印し、その第2条によって、イギリスの領事裁判権は、民事・刑事ともに、当事者がイギリス臣民同志の場合、およびイギリス、シャム両国臣民が関係する訴訟に関しては被告(人) (defendant) 主義を採って、被告(人)がイギリス臣民の場合に執行されるべきことが明示された。

ポーリング条約は、この後諸外国とシャムが締結した諸通商航海条約の範型となり、それらは等しく、シャム駐在外国領事の裁判権を規定した。⁴⁾

諸条約が規定した領事裁判権 (Consular Jurisdiction) をもって、「[領事裁判のもとでは] 外国人が本国の領事によって裁判されるばかりでなく、この裁判は原則として外国人の本国の法律によって行なわれるから、外国人は現に生活する国家の法律秩序に服しない」ことになり、したがって「治外法権」であり、「治外法権を負担する国家は、主権が制限されているのであるから、完全独立国ではなく、従属国である」⁵⁾と理解するならば、近代タイ国家の政治的独立の維持は条件付きで語られねばならないことになる。

3) Agreement Supplementary to the Treaty. Signed at Bangkok, May 13, 1856.

4) 以上の諸国と条約が締結された。

the United States (May 29, 1856), France (Aug. 15, 1856), Denmark (May 21, 1858), the Hanseatic Republic (Oct. 25, 1858), Portugal (Feb. 10, 1859), the Netherlands (Dec. 17, 1860), Prussia (Feb. 7, 1862), Sweden and Norway (May 18, 1868), Belgium (Aug. 29, 1868), Italy (Oct. 3, 1868), Austria-Hungary (May 17, 1869), Spain (Feb. 23, 1870)

諸条約は、領事裁判権を規定するとともに、関税を固定化したいわゆる「不平等条約」で、これらの完全な撤廃は、1920年のシャム＝アメリカ条約を皮切りに、1920年代に実現される。Sayre (1926): pp. 678-688; Sayre (1928): pp. 81-88 を参照。

また、諸条約には期限がなかったことが大きな特徴である。この点は、条約の拘束性に関するシャムの認識如何も問わなければなるまいが、領事裁判権について考えれば、これがやむをえざる譲歩ではなかったことを示唆するとも考えられよう(注23参照)。日本は、1898年に「日暹修好通商條約」を締結し、その付属議定書で、「暹羅國ノ司法改革〔諸法典の編纂〕ノ完了セラルル迄」領事裁判権を執行することを承認された(『日本外交文書』第31巻、第1冊、pp. 39-52)。これは、領事裁判権を暫定的措置と認め、撤去の可能性が示された点で、画期的なものとしてされるが (James (1922): p. 594) この規定がシャムの司法改革に与えた直接的影響を筆者はまだ見出していない。

領事裁判権については、フランスとイタリーののみが、イギリスが1856年の付属協定において「实际的でなくまた困難である」として排した民事の混合裁判方式 (the Mixed Court system) を採用していた点が重要である。混合裁判の管轄についての解釈がシャムとフランスで異なったため、紛糾の因となった。[Luang Nathabanja (1924): pp. 51-52; Padoux (1908): pp. 702-703]。各国領事裁判制度上の諸問題(管轄、裁判官、法律等)については、Nathabanja (1924) を参照。同書は、タイにおける領事裁判を、おそらく最も包括的に扱った書物で、資料としても有用である。

5) 平野義太郎『日本資本主義社会と法律』法政大学出版局、1971、pp. 5-6.

いま、このような形式的断定の是非は問わないとしても、タイ近代史を解明するうえで、いわゆるチャクリ改革期を通じて存在した領事裁判権を看過することはできないと思われる。とりわけ、タイにおける領事裁判権は、次の二つの理由によって特異な問題性を帯びたといえよう。すなわち、(1)前近代のタイ国家においては、領界概念が未成立であり、その支配の体系は、タイ人以外の多数のアジア人の存在を許容していたこと、(2)タイの周辺諸国が、19世紀中にことごとく西洋諸国の植民地となって、周辺諸国の民が、Asiatic Subjectsとして植民地宗主国の臣民中に編入されたこと、の二つである。これらが結びついてタイにおける領事裁判権は、少数の西洋人のみならず、多数のアジア人にかかわるものとなった。

タイの国境は、隣接諸国をイギリス、フランスが併合あるいは保護国化する過程で徐々に画定され、この国境に基づいて、イギリスまたはフランスの Asiatic subjects と「シャム臣民」の別が成立した。しかし、地図上に国境線が引かれても、Asiatic subjects とシャム臣民の出入りはしきりであったし、また続々とタイに流入する中国人の一部（英領マレー、同ホンコン、オランダ領東インド、ポルトガル領マカオ等からの移民）が Asiatic Subjects の範疇に属したため、国内に、外見上は「シャム臣民」と異ならないにもかかわらず、タイ国家の裁判権に服しないアジア人が相当数存在した。このような状況から、領事裁判権の行使には少なからず混乱が伴ったであろうと推測される。

タイにおける Asiatic subjects としての権利の取得には、条約国の領事館への登録 (registration) を要したが、数カ国の領事館は無条約国人〔主として中国(清)人〕にも保護民 (protégés, protected persons) としての登録を認め、登録証を交付したので、移民制限のなかった当時において登録が濫用されれば、潜在的にはタイの裁判権に服さない人間が無限に増大する可能性が生じた。

本稿は、この潜在的可能性を顕在化とさせたというべき、1890年代後半から1904年までの間に、フランスがタイで意図的に行なった無制限の保護民登録（本稿ではこれを「保護民創出」the wholesale creation of protégés⁶⁾ と呼ぶ）をとりあげ、これがいかなる国内的条件と連関することによって強力な外圧として機能しえたか（この点にかかわる問題状況の総体を、仮に「保護民問題」と呼ぶ）を概観する。

『「チャクリ改革」の全過程を通じて、タイの社会構造のなかには、近代化の内発的契機が欠如していた⁷⁾』といわれるが、このような構造の指摘は、一方における「改革」の過程を、単に起点においてのみならず、その後の過程を通じて継続して加えられた外圧との連関において検討する歴史的考察を促すものであろう。本稿のねらいは、ともに変化しつつある国内的・国外的条件が互いに反応しあう動態的過程において領事裁判権をとらえることを心がけながら、

6) Sayre (1928): p. 74.

7) 矢野 (1975): p. 122.

国外的条件が「近代化」の規定的契機となる歴史過程についての、一つの鳥瞰的見通しを得ることにある。もとより、足を地につけた実証作業をすべて今後委ねた研究ノートであり、鳥瞰図としても不備な点が多いことを断わっておかねばならない。

次節では、極めて粗雑ながら、予備的考察として、前近代タイの社会と国家に関する研究がこれまでに提出している議論のうちで、本稿の課題に資すると思われる点を指摘し、19世紀中葉のタイ国家における領事裁判権の設定の意味を考えてみることにする。

II 領事裁判権の設定について

前近代タイ史に関する根本史料である『三印法典』(Kotmai Tra Sam Duang)⁸⁾を駆使した比較的新しい成果である Akin Rabibhadana の研究が、タイ社会の機構を理解するうえでの最も基本的な認識とするのは、タイ族がその国家を形成した大陸部東南アジアにおける「人的資源の不足」(the lack of manpower), 「国家の支配面積に比して常に少ない人口」、すなわち人間の稀少性である。国家(=王権)の存亡は、究極的にはどれだけ多くの manpower を有効に支配できるかにかかっていたため、稀少な人間を確実に掌握し、その労働力を効率よく運用することが常に国家の課題であった、とされる。⁹⁾

この必要に応じたタイ国家の方策は、「すべての」民をして、国家が任ずる特定の保護者(Nai, master)のもとに隷属させ、保護者を通じて、管理・運用しようとするものであった。Phrai と呼ばれた隷属民は、その保護者が所属する部局(Krom)ごとに登録され、国家に対する義務(その大半は徭役労働のかたちで)を負った。¹⁰⁾

いま、Nai と国家との関係、Nai の身分の違いによる Phrai の区分、また Phrai とは異なる隷属民である That の存在等は捨象して、理念上の民と国家の関係だけを考えるならば、国家にとって民とは、すべて Nai の下であって、国家の民としての刻印を帯びたもの(トンブリ朝以後、「すべての」Phrai に登録と同時に入墨を施そうとした¹¹⁾ことは、このことの直接的表現といえよう)としてのみ存在した。国家の民たるためにこのような手続きを要す以上、実際には、常に国家の支配の周辺に、国家の秩序の外にいる人間(登録されていない人間)が相当数存在しえたはずである。かれらが捕えられると、国家に対して罪を犯した者として罰せられた。したがって民の側からみれば、登録されて Nai に属することによってのみ、国家の保護を期待できるのであり、現実的には、盗賊(秩序外の人間)に脅かされる危険も軽減し、また訴えを起こす権利をも有するのであった。¹²⁾ここでは、行政権と分離した司法権としての

8) 石井(1968)を参照。

9) Akin(1969): pp. 16-18, p. 171.

10) 石井(1966)(1968)を参照。

11) Akinによれば、入墨(sak)は、1774年の Taksin の勅令にはじめて現われる。Akin(1969): p. 57; 石井(1968): pp. 43-45 を参照。

12) Akin(1969): p. 20, p. 57; 石井(1968), p. 42; Wales(1934): pp. 195-196.

裁判権は存在せず、裁判は Krom ごとに管轄した。¹³⁾

このような、いわば「人的支配」(government in terms of people rather than territory)¹⁴⁾の必然性を、Constance Wilson は、ラーマ4世王期(1851-68)のタイの社会と国家に関する多岐にわたる膨大な史料を渉猟して著した論文において、人口の希薄に、当該地域の地理的環境とそれに基づく居住形態(settlement pattern)、および種族的多様性(ethnic diversity)という条件を加えて説明している。すなわち、人口は全体としてみれば希薄に散在していたが(scattered)、実際にはそれぞれかなり明瞭に限定された河谷や小丘にかたまっており(clustered)、そのような形で異なる種族集団(ethnic group)が同一地域内に混在していることも稀ではなかった、とする。¹⁵⁾

国家の地方支配は、このような settlement を単位として、それぞれの首長(local ruling family)を通じて行なわれていた(family politics)。地方支配の単位であった ban (village), muang, huamuang は、人が利用していない土地をも含めた領域概念ではなかったことに注意する必要がある。中央との直接的関係は、通常 huamuang の首長どまりで、muang, ban は、それぞれ首長を通じて huamuang, muang に従属して、タイ国家との関係を保った。¹⁶⁾ 先に指摘された種族的多様性をここで想起するならば、タイ族以外の種族集団も、このようなタイ国家の支配秩序の枠内で、それぞれのアイデンティティーを保つことが可能であったことが理解される。

以上をまとめて、前近代のタイ国家は、原理的には人的結合に基づく人間の支配を基礎とし、領土(territory)を基礎とする支配は行なっていなかったということができよう。¹⁷⁾

これをふまえて、ボーリング条約の規定した領事裁判権を考えてみるならば、当時のタイ国家にとって、属人主義的な裁判管轄(personal jurisdiction)を意味する領事裁判権は¹⁸⁾むしろ自然であったと考えられよう。

ちなみに、ヨーロッパ人の来住が多かった17世紀のタイ(アユタヤ)においては、中国人、ペルー人、マレー人等のアジア人を含めた外国人は、国ごとに各々特定の地域に居留地(ban)を有し、各人ごとに頭領を戴いて、その頭領が自国の形式にしたがって居留民を統治していた。しかしこの際、国王の任命したタイ官吏が頭領の上にあって関与したという点は重要である。¹⁹⁾ 18世紀については史料制約により確言できないが、ある程度まとまった人数に達した外国人集団とタイの支配者との間のこのような関係は、19世紀の初めに至るまで、基本的には

13) Wilson (1970): pp. 406-408 を参照。

14) *Ibid.*, p. 91.

15) *Ibid.*, p. 49, p. 91.

16) *Loc. cit.*

17) 東北地方はこの点において例外をなし、ここではシャム国家権力が領土的支配を志向した。その理由として Wilson は、他地域との地勢的相違、タイ・ラオス間の政治的支配権争奪の場となったという地理的位置の特殊性をあげている。*Ibid.*, pp. 120-124.

18) 小山博也「条約改正」『講座 日本近代法発達史』第2巻, 1958, 勁草書房, p. 180.

19) 岩生(1966): pp. 153-155.

変化しなかったと考えられる。

領事裁判権の設定に関する、「治外法権はたやすく認められた」²⁰⁾あるいはまた、ボーリング条約における領事の権限は、従来の外国人取り扱い方式の延長として認められた、²¹⁾という見方は、条約交渉において、タイ側からの領事裁判権に対する抵抗がなかったという事実から引き出される。しかし同時に、条約を締結したラーマ4世が、領事の任命自体に関しては大いに危ぶんだという事実もあった。²²⁾ 国王は、領事があくまでもタイ国家の支配者の統制下にあったアユタヤ時代の外国人頭領とは異なって、その権威を全く外の権力に由来することに気づいていたと思われる。にもかかわらず、確かに領事裁判権はたやすく認められた。しかしこの時、タイにおいて承認された領事裁判権は、近代国家の主権の一部を制限する「治外法権的特権」(extraterritorial rights)としての領事裁判権ではありえなかった。²³⁾

領事に関する懸念は、条約によって開始される自由貿易に期待して、独占貿易に執着する古い世代の反発を押えながら条約締結に導いた国王を始めとする顯官たちの積極的姿勢²⁴⁾の前に消え去ったかに見える。しかし、条約締結は、かれらが列強の侵出に対する危機感をいだきながらもつないだ期待とは遠く、近代資本主義が構築する世界経済体制の内にタイが位置づけられることを意味した。ここではもはや、タイの問題を、タイ固有の論理だけで処理することは不可能となるのである。²⁵⁾

20) *In Search of Southeast Asia*, 1971, New York: pp. 114-115.

21) Wilson (1970): p. 386. Wilson の記述自体は、「従来の方式」を「前近代アジア」全体にあてはまることとして不正確だが、これはボーリング条約以前のシャムの対外関係全般の評価につながる問題を提起している。ボーリング条約における領事裁判導入の意義について、以下の議論も参照。

Hall (1968): p. 669; Ingram (1971): pp. 27-28; Nathabanja (1924): pp. 31-35.

22) Bowring (1857): Vol. 2, pp. 321-322.

23) 一般に、「治外法権」と「領事裁判権」の両語は混用されている。その原因は、「領事裁判を認める国」=「治外法権国家」すなわち近代独立国家としての主権の未だ確立せざる国、という認識にあると考えられる。つまり、「治外法権」という場合には、国家のありうべき姿としての領土主権の確立が前提として存在するのである。ところで、領事裁判権を承認するシャムの側では、それを国家統治における例外としてではなく、前近代的な属人主義的裁判管轄の観点から、当然の便宜として認めたのであれば、条約締結時において領事裁判権を「治外法権」とみなすことはありえない（タイにおいて、本文に引用した平野のような認識に立って、主権の確立が強く叫ばれたのは、第一次世界大戦以後であろう。Nathabanja (1924) は、この段階で書かれた「近代的治外法権論」である）。したがって、「領事裁判権の設定」即「治外法権の確立」とするのは、あくまでも近代国家の認識ということができよう。

本稿は、領事裁判権が次第にシャムにとって桎梏となり、「近代化」の課題が出現する過程を重視することを趣旨とするので、「領事裁判権」と直ちに等しく置かれる「治外法権」の語は、原則として文中に用いない。ただし、史料中に「治外法権」とあるのは、そのまま記す。また、「領事裁判権」といっても、単に裁判上の権利に止まらず、これが保障する条約上の諸特権（関税その他の課税上、警察上等）、さらにその運用によって営まれる種々の政治的機能を付随していることは、「治外法権」という場合と異ならない。本稿ではまだ厳密に論じていないこれらの領事裁判権導入がもたらす広範な結果については、さしあたり、Piggott (1907): p. 22; 三浦徹明「“中国におけるイギリス裁判所”の設置問題とアヘン戦争」『歴史学研究』430号 (pp. 2-18); pp. 2-3 を参照。なお、三浦論文は、中国における、アヘン戦争に至る司法権問題を論じたものであるが、シャムに対するイギリスの領事裁判権要求が、中国における経験を背景として出てきたとすれば、当時のシャム国家にとっての領事裁判権設定の意義を考察する上で、シャムが中国の状況をどのように理解していたかも重要なポイントであろう。

24) Bowring (1857): Vol. 2, p. 356.

25) Bowring (1857): Vol. 2, pp. 290-291, p. 295 にある、Bowring とシャム高官との間の米輸出をめぐる会話は、両者の「自由貿易」の懸隔を鮮やかに示している。

III 対外関係における保護民問題

(1) フランス保護民創出の背景

1899年3月11日、シャム政府総務顧問 (Thi Pruksa Ratchakan, General Adviser) Gustave Rolin-Jacquemyns は、日本の在暹代理公使との面談において、

「差当り最も苦心する所は無条約国臣民殊に清国人が容易に仏国領事館に登録して其保護を受け得る件にして之を防禦する方法を案するは目下の急務」

であるといい、「不日彼の不正不義なる治外法権の域を脱する」日本の経験に基づく助言を日本側に求めた。これに対して代理公使は、参考になるべきものがあれば提供するが、

「我国に於ては(略)在暹羅仏国領事館に於て目下二東三文に無条約国人民を登録して其保護を受けしめるが如き類の経験に遭遇したることは曾て無之」

と答えている。²⁶⁾

当時総務顧問補佐 (Phu Chuai Khong Thi Pruksa Ratchakan) としてシャム政府に雇用されていた日本人法律家政尾藤吉²⁷⁾ は、この日本がかつて遭遇したことの無い経験について、次のように語っている。

「仏蘭西は暹羅で支那人登録といふことを頻に行ふ。」「何万人」といふそういう「登録証を持って居る支那人は(略)大抵無学文盲の労働者であるから随分無理なことを言ふても悪い事をして仏蘭西が保護して呉れるから大丈夫だと思つて居る」ために、「毎日毎日〔かれらに〕関係する民事刑事の事件が暹羅の何処かで起」り、そのたびに「仏蘭西公使館と暹羅の外務省とが公文で喧嘩をして居る」と。²⁸⁾

周知のように、フランスは、ベトナムに支配権を確立し、カンボジアを保護領として、1887年、フランス領インドシナ連邦を結成した。これに続いてフランスは、メコン河以東は今やフランス支配下にあるアンナンの旧領であると主張して、この地方に対するシャムの領土権を否定すると、1893年4月には係争地帯に出兵し、シャムの駐屯軍と戦火を交えるに至った。同年7月13日、チャオプラヤー河口に派遣されたフランス海軍砲艦がバンコクまで遡江して発した最後通牒をシャムが受諾するまでの、イギリスを交えた三国の交渉の様子は、パークナム事件

26) 「総務顧問ジャクミン氏ト面談ノ件」(明治32年3月14日)、日本外務省B。

27) 政尾藤吉(1870-1921) 1870年愛媛県に生まる。1897年6月Yale大学D.C.L.取得。1897年10月-1913年10月シャム政府顧問(総務顧問補佐、後に司法省顧問として法典編纂に携ったほか、控訴院判事Phu Phiphaka San Uthon, 最高裁委員 Kammakan Dika 等を勤めた)。1920年12月暹羅国駐在特命全権公使に任ぜられ、翌21年8月任地バンコクで死去。古典ヒンドゥー法との関係をはじめ指摘した[Wales (1934): p. 109]とされるシャム古代法の研究がある(「暹羅国古代法研究ニ就テ」『法学協会雑誌』18巻, pp. 623-643, “Researches into Indigenous Law of Siam as a Study of Comparative Jurisprudence,” *Journal of the Siam Society*, Vol. 2, Pt. 1, pp. 14-18.)。

政尾藤吉に関する主な文献：政尾隆二郎編刊『政尾藤吉追悼録』1922, 東京；日本外務省A①政尾藤吉。

28) 政尾藤吉(1908): pp. 1628-1629.

(Paknam Incident) としてよく知られている。

この結果フランスは、10月3日に調印された「講和条約」および「同条約執行に関する協約」²⁹⁾において、メコン河以東および同河中の島嶼を得たほか、フランス領に隣接するシャム領における武装解除等を要求し、また「同条約の各条項が完全に履行されるまで」という条件で、シャム領内のチャンタブリー Chanthaburi 占領をシャムに認めさせた（「協約」第6条）。

フランスのチャンタブリー占領は、シャムの条約履行にもかかわらず、結局1904年まで継続され、同年2月13日に調印された新「協約」³⁰⁾によって、フランスはチャンタブリー撤兵と引きかえに、メコン河西岸への進出を果たした。フランスは、1893年から約10年間にわたって戦後処理をひき延ばし、領土的要求を貫徹したといえよう。

まさにこの時期に、フランスはタイにおいて「できるだけ多くのアジア人をFrench subjects³¹⁾として〔フランス領事館に〕登録せしめること」を「政策」として遂行したのである。そのやり方は、これが「バンコクにあるフランス公使館(領事館?)の主たる業務の一つであると思われる」ほど「大規模」(wholesale)であった。³²⁾ このために、シャム当局とフランス公使館の間に絶えず摩擦を生じていたことは、先に引用した政尾の発言のみならず、多くの史料が証言するところである。

シャムとフランスが緊張関係にあったこの時期³³⁾ はまた、シャムが国内の制度的改革を本格的に開始した時でもあった。1892年に創設された中央諸官庁の主要部分を、1896年にラーマ5世王の信任する王族たちが掌握すると、ダムロン親王の下にある内務省 (Krasuang Mahatthai) による地方行政改革を軸として、中央政府の統治権力の強化が図られた。テーサーピバーン (Thesaphiban) 体制と呼ばれる新しい地方支配体制の確立は、Nai による Phrai の人身支配を廃絶した「領域統治の成立」、すなわち「画定された各レベルの行政領域における人民の統治」の誕生と評価されている。³⁴⁾ この点については、本稿の末尾で若干ふれてみたい。

(2) ベルギー人顧問の役割

さて、政尾は先の発言に続けて、

29) Treaty of Peace of October 3, 1893.; Convention for the Execution of the Treaty of Peace and of the Ultimatum. Signed at Bangkok October 3, 1893.

30) The 1904 Convention. Signed at Paris, February 13, 1904.

31) これはイギリス人の記述であるため、“subjects” となっていると思われる。“British subject” の定義においては、“a British-protected person” を含む。Piggott (1907): p. 68.

32) Campbell (1902): p. 314. 保護民は数万人といわれるが、正確な人数を知ることは困難である。登録証の不正取得、売買、譲渡が広範に行なわれていた模様で（「登録証についての不正を防止する法」）、“Phraratchabanyat Samrap Pongkan Kan Tutcarit Duai Nangsu Samkhan Thi Čot Thabian Chu Samrap Tua,” *P.K.P.S.*, Vol. 21, pp. 19–20 参照。ただしこの法律の公布は1906年、保護民の権利を主張する者は、登録数をはるかに上まわったと思われる。参考までに記せば、Rong は、French subjects が、1893年200名から1896年には30,000名に増加したとする〔Rong (1973): p. 140〕。また、保護民創出規制後の1907年に発表されているシャムにおけるフランス人人口は、I. フランス市民200名、II. バンコクをはじめとする全国5カ所における Asiatic subjects および protégés の登録総数15,000名強となっている。Directory (1907): p. 121.

「けれども〔フランス公使館の〕実際の喧嘩の相手は外務省でなくて司法省である」「暹羅政府の法律顧問であって司法省の主任顧問をして居る者、それが総て外事に関する公文の案を立て」「草案を書く」のであり、当時その任にあったのはベルギー人である、と述べている。³⁵⁾

ここで、1890年代から20世紀の初頭にかけて、シャムに多数傭聘されたベルギー人法律顧問の果たした役割に触れなければならない。

その中心的存在であったのは、本節の冒頭に登場した Rolin-Jaequemyns なる人物である。³⁶⁾ かれは、1892年から1902年のその死に至るまで、シャムの総務顧問を勤めた。この間、ラーマ5世および改革の推進者であった親王たちの全幅の個人的信頼を得て、諸改革の方針作成に、他の誰にも増して多くの示唆を与えたといわれている。³⁷⁾ 外交交渉に立ち会い、外事の公文をしたためたほか、特に法制度の改革にしたがい、同国人の法律家を大ぜいシャムに導いた。かれらは、法律顧問 (Legal Adviser)、法律顧問官補として、ある者は新設された首都および地方の裁判所で働き、ある者は法律の編纂に従事した。

Rolin-Jaequemyns は、その50代の後半に、不断の困難に直面するシャム外交への助言者と

33) この間の、シャムがおかれていた国際的環境を大局的にみるならば、シャムは1890年代を通じて、英仏の植民政策の一つの交錯点の位置を占め、1904年にドイツの台頭の前に英仏の提携（「英仏協商」 Anglo-French Entente、シャムについては『シャム・マダガスカルおよびニュー＝ヘブリデスに関する宣言』）が成立した時、英仏間のシャムという一つの懸案は、その領土保全の確認という形で処理された、ということができよう。

ところで、「英仏協商」より8年前、1896年の「英仏宣言」 Declaration between Great Britain and France with regard to Siam and the Upper Mekong, Signed at London, January 15, 1896., *Blue Book, France No. 2* (1896) は、既にチャオプラヤー平原の領土保全を謳っている。これらの英仏間取り決めは、シャムとは無関係に、ヨーロッパにおける英仏交渉によって成立しているから、シャムの「独立問題」の解明には、英仏の外交史料をもってほぼ事足りるとして、その結果、「英仏宣言」を重視し、「英仏協商」は、シャムに関する限り、1896年の宣言の再確認にすぎない、とするのが Jeshurun (1970) である。しかし、タイ史における両宣言の意義は、もちろん全く異なるものである。例えば、1901年にバンコク＝コラート鉄道が開通すると、これに乗じてフランスが一気にバンコクを陥れる危険性が生じた、と英人財政顧問が英政府に真剣に対策を求める建議を行なっている（“Minute by the Financial Adviser (C. Rivett-Carnac) upon the present political situation,” 13th Feb., 1902. 日本外務省B）ことが示すように、シャムの独立は、決して1896年の宣言によって保証されたわけではなかった。

対外関係がシャムに及ぼした影響を考える際、シャムにおいて、英仏の圧力が等しく実感されてはいなかった、という点は重要であろう。本稿が特にフランスとの関係を取りあげる理由もそこにある。イギリスは、貿易上のみならず、シャムの内政上でも、財政を始めとする国政の枢要部に顧問を送り込んで、着実に地歩を固めていったために、かえってシャムと正面から対立することは少なかった。これに対するフランスの威嚇的政策はシャムに強い対仏不信感を醸成し、（「暹羅皇帝ヨリ仏國総督へ使節派遣ノ件」 明治32年3月21日；「暹羅國ニ於ケル仏蘭西ノ活動ニ就キ報告ノ件」 大正10年12月26日, *Ibid.*）1904年以前にシャムに聘用された仏人顧問は、衛生局土木課等に若干を数えるのみである。この場合、シャムにとってのフランスがパリではなく、主として仏領インドシナ政府の「植民主義者」たちであって、シャムが常に植民地新聞の論調に神経をとがらせねばならなかった（“Minute”, *Ibid.*）という状況を認識しておく必要がある。

34) 田辺 (1972-b): p. 63, p. 73.

35) 政尾 (1908): p. 1629.

36) 以下 Rolin-Jaequemyns 個人の経歴に関する記述は、De Saint-Hubert (1965) によっている。

37) Campbell (1902): p. 177.

して招かれた時、すでに国際法学者としてヨーロッパで名を成し、³⁸⁾ 故国ベルギーでは国会議員ならびに内務大臣 (1878-84) の経験を有した。その思想の中心は、国際紛争解決手段としての国際裁判 (international arbitration) の重視、小国も国際法に照らして大国と等しい権利を有するという諸国家間平等の主張にあったという。

Rolin-Jaequemyns が総務顧問であった時期のシャム外交には、フランスの要求を多年にわたって拒否したことにみられるように、大国に立ち向かおうとする姿勢があり、上に簡単に記したようなかれの学者としての信念の影響を看取することができる。しかし、だからといって政尾のごとく、Rolin-Jaequemyns をシャム外交の「黒幕」³⁹⁾ と呼ぶことが適当とは思われない。Rolin-Jaequemyns の発言は、それがシャムの要請に合致したものであったが故に歓迎され、尊重されたのではないだろうか。かれが正義あるいは公正と信ずるところの見解が、西洋の言葉をもって語られるシャムの主張として認容しうるものであったために、シャムがかれの権威に期待して、その代弁者として利用しようとする面が強かったのではないか。⁴⁰⁾

しかし、Rolin-Jaequemyns の任用は、シャムが意図した効果を生まず、領事裁判を「不正不義」と断ずるかかると代弁者の存在は、対外関係にむしろいっそうの軋轢をもたらした。その経歴からして、かれらとしても一目おかざるをえない Rolin-Jaequemyns の原則論としばしば衝突した西洋側は、その仕事ぶりを、「外来の理論が原住民の思い上がりを助長」したと揶揄することもあった。⁴¹⁾

「仮令ば外国政府に向て或る事件に関し公文を立案する場合などに於ても事件の真相を法律的に解剖し又は議論し法律家の見解としては随分価値あるものには相違無之も外交文書としては、徒らに外国政府の悪感情を生」

じて、「当国の如き其の開明未だ幼穉なる国」の「国情又は事態に適合せざること多く」と記したのは、日本の公使であった (1898年12月4日付)。⁴²⁾ シャムとフランス公使館の「喧嘩」のよってきたる所は、ここからはば推察しうるであろう。

(3) ベルギー人顧問の見解

シャムの裁判所で働いたベルギー人法律顧問のうちの一人である⁴³⁾ August Dange が1900年に発表した「シャムにおける外国人の法的地位と司法制度について」と題する論文は、シャムがベルギー人を介しながら、フランスに対して行なった主張の原則を明らかにしていると思われる。同論文は、

38) Campbell (1902): p. 177; Norman (1895); p. 486.

39) 政尾 (1908): p. 1623.

40) Rolin-Jaequemyns 自身が自らのシャムにおける「奇妙な」地位を語っている記述 De Saint-Hubert (1965): p. 184 を参照。ベルギー人顧問は、少なくとも後半の「行政各部の重要な地位」を占めた「本国政府の利益を間接に代表する政治的任命者」(『顧問制度』p. 73) たちとは性格を異にした。

41) Norman (1895); p. 488.

42) 「本邦人政尾藤吉暹羅国政府へ招聘ノ件」(明治30年12月4日), 日本外務省A。

43) De Saint-Hubert (1965): p. 189.

「シヤムにおける外国人の法的地位を検討する際には、はじめより、シヤムと治外法権条約 (un traité d'extra-territorialité)⁴⁴⁾ を締結した国の国民 (les nationaux) とそうでない外国人の間に本質的区別をたてることが肝要である」⁴⁵⁾

という断固たる調子で始まっている。そして、「最も興味深くかつ非常に重要な問題」は、「治外法権条約の規定を適用さるべき人を確定すること」、すなわち「条約締結当事国民だけが治外法権的特権に訴えることができるのか、または無条約国人も (略) 同じ特権を享受しうるのか」という問題であり、これが重要なのは、現にシヤムにおいて、多数の無条約国人が条約国の領事館に保護民として登録され、治外法権の特権を享受しているという状況 (la circonstance) があるからである。⁴⁶⁾ と保護民問題に焦点を合わせて、理を尽くしながら、かつ婉曲にはあるが、全体としてフランスを鋭く糾弾する内容をもつ。

フランスの保護民創出を批判する Dange の論法は次のごとくである。

まず、前提として、フランスがシヤムで行なっている保護民登録の法的根拠が Levant においてフランスが有する権利からの類推であるとされている。⁴⁷⁾ Levant では、フランスが、オスマン・トルコと締結した Capitulations と呼ばれる外国人の地位に関する条約において、「他の如何なる旗の下にも」 (sous aucune autre bannière) 保護を期待できない外国人に対して、もっぱら保護を与える権利 (le monopole de la protection) を認められている。⁴⁸⁾

Dange は、シヤムにおけるフランスの、現に行使されている上の権利を、(1)条約上の規定、および(2)シヤムにおける無条約国人の地位、を明らかにすることによって否定する。

(1)シヤム＝フランス条約 (1856年8月15日調印)は、「フランス領事は、シヤム臣民同志またはシヤム人と外国人の間の係争に対しては、如何なる干渉も行なわない」(第8条)と明確に規定している。(2)哲学的宗教 (une religion philosophique) である仏教が支配するシヤムには Levant において Capitulations の規定を必要としたイスラム教のごとき狂信はなく、外国人は一般のシヤム人と同様の「特権と自由」(les privilèges et libertés) を享受している、というのがその骨子である。⁴⁹⁾

このように無条約国人に対して条約国の保護を与えるべき理由が存在しないにもかかわらず、現実において、フランスによる中国人の保護民化が行なわれていることに抗議して、Dange は次のように記す。

44) 注23) を参照。

45) Dange (1900): p. 461.

46) *Ibid.*, p. 462. pp. 465-466.

47) *Ibid.*, p. 463. p. 465.

48) La Capitulation de 1740 (art. 32). フランスの保護独占権を規定した Capitulations は以下のとおり。1581 (art. 1), 1597 (1), 1604 (6), 1973 (6). (Jacquemin, Jean, *La Juridiction pénale des Consuls Français dans les pays hors chrétienté*, Paris 1910, pp. 27-40.)

49) Dange (1900): p. 465. p. 477. p. 704.

「私は、それ自身が治外法権制度の下にある国〔清国〕の臣民が治外法権を認められている国の例を他に知らない」

「よくあることだが、あまり良心的でない者や、間違っただ情報を吹き込まれた者の言葉を信じて、シャムの人民やシャムの法と権力の下にある外国人〔未登録の無条約国人〕が、情け容赦もなく暴利を貪る役人の餌食となっているとか、専制と無秩序が全土を支配していると想像することは誤りである」（これは、フランスが保護民創出正当化のために行なった宣伝活動の存在およびその内容を推測させる記述である。）

「確かに時折、権利の濫用 (abus) はみられるが、日ごとに少なくなっている。それに忘れてはいけない。ヨーロッパ人が治めている国も、悪弊を免れているわけではないことを」⁵⁰⁾

そこで Dange は次に、シャム人が享受している「特権と自由」を示すために、シャムの法制度およびその改革の現状を伝える。その詳細は省略するが、シャムの対外関係における「特別に困難な状況」(une situation spécialement difficile)⁵¹⁾ を理解し、シャムの実情に則した漸進的改革を評価しながら、シャムの姿を正しく伝えようと意図している。

ここに紹介した Dange の論文について、最も注目すべきことは、これが、シャムが条約による「治外法権国家」であることは規定の事柄として、中国人を主とする無条約国人に対する裁判権のみを問題としている点である。ヨーロッパ人に対する裁判権の獲得、すなわち領事裁判権の完全撤去という課題は、少なくともここでの Dange の意識にはのぼっていない。これが当時のシャムの方針を忠実に反映しているとするれば、極めて興味深い。

Dange は、ベルギー人が協力している法典編纂事業にふれた箇所で、

「ヨーロッパ人が、西洋文明と全く異なる文明を有する民 (un peuple) に、よき法を与えることは如何に難しいことかと思う。(略)〔民族の「特性」(le génie) にそぐわない〕怪物のような (monstreux) 作品〔法〕をつくらないためには、〔その歴史を学び〕、その風俗に親しみ、その精神の理解に努めなければならない」

から、事業は手間取るが、そうすることによって、民族に調和した、長く存続しうる法を制定できるであろう、と記している。⁵²⁾ ここに示されているのは、法典編纂が、またおそらく法制度改革の全体が、よき「シャムの法」、「シャムの制度」を目指しており、急激な西洋化 (=近代化) を課題とはしていないということであろう。そして、領事裁判権に関する主張が、西洋人の裁判権にふれていなかったことを考え合わせると、当時のシャムが望んでいたのは、シャム固有の支配秩序を侵されないことであって、異質の文明をもつヨーロッパ人は、原則として、

50) *Ibid.*, p. 466, p. 476. Dange は、カンボジアにおける内国関税制度を批判して、「シャムの関税制度は、中国のそれより好ましいばかりでなく、フランス保護領カンボジアの制度にも優る」(pp. 475-476) とも記している。

51) *Ibid.*, p. 716.

52) *Ibid.*, p. 709.

かれらに適した法の下にあっていっこうに差し支えなかったのではないかと思われる。

ベルギー人が参画していた時期の法制度改革の実態を知ることは、本稿の主題にとって重要な意味をもつものであり、今後は是非とも検討しなければならないと考える。

さて、“abus”に対する抗議は、“abus”がそれと承知のうで行なわれていたのである以上、フランスの耳に届くことはなかった。フランスが保護民創出の規制に同意したのは（1904年の「協約」による）、Rolin-Jaequemyns がシャムを去って、代わって総務顧問に任用されたアメリカ人 Edward Strobel⁵³⁾の口を通してシャムが譲歩に踏みきった時である。もちろん、これには、1904年4月8日の「英仏協商」によって、イギリス＝フランス間で、最終的にシャムに関する合意が成立した（『シャム・マダガスカルおよびモロッコに関する宣言』）という前提条件があった。しかし、和解は、国際社会における正義と公正にあずかる対等の国家としての主張を放棄した時初めて可能になった、とってよいだろう。

(4) フランス保護民に対する裁判権の獲得

フランスの保護民創出が、単に外交上の問題ではなく、改革途上のシャムの国民的統合の行方に挑戦する意味をもったという点については次節で述べるが、条約関係の上からも、大量のフランス保護民の発生、それに伴い国内の多数の人々に対してシャム政府の統制が及ばないという事態がシャムに与えた圧力は、間接的にはあるが知ることができる。

1904年の「協約」において、シャムが獲得したと言っているのは、チャンタブリー撤兵の条項のほかに、保護民に関する第10条、第11条、第13条、および裁判権に関する第12条である。

第10条、第11条では、次のように保護民創出を既成事実として認めながら、第13条は新たな登録、保護を否定するもので、保護民創出が、「領土割譲」を迫る政治的圧力として用いられ、その根拠とされたいかなる事柄も口実にすぎなかったことをうかがうに十分である。

第10条 シャム政府は、双方がその登録証を不正に入手したと認める者を除いた現在時〔1904年2月13日〕のフランス保護民(les protégés Français)のリストを受理する。(略)保護民の子は、(略)次条に規定する人間の範疇に入らない場合は、登録を申請する権利を有しない。

第11条 フランスの直接統治下もしくは保護下にある領土に出生したアジア人(Les personnes d'origine Asiatique)は、出身地がフランス統治下もしくは保護下におかれる以前にシャムに來住した者を除いて、フランスの保護を受ける権利を有する。フランスの保護はその子に与

53) Edward Henry Strobel (1855-1908) 1902-1908 在任。前職は the Harvard Law School の Bemis Prof. of International Law。Strobel に続いて同じく the Harvard Law School 出身のアメリカ人たちが総務顧問・外交顧問に任せられ、条約交渉にあたった。Eldon James, Francis Sayre もこれに含まれる。Strobel およびかれに続くアメリカ人顧問については、次を参照。ขจร รุขพานิช, “ที่ปรึกษาแผ่นดินของ ร.๕”, ข้อมูลประวัติศาสตร์: สมัย Bangkok, พ.ศ. ๒๕๑๘, pp. 348-372; Thamsook Numnonnda, “The First American Advisers in Thai History,” *Journal of the Siam Society*, Vol. 62, Pt. 2, pp. 121-148.

えられるが、孫には及ばない。

以上の規定により、1904年2月13日以前に登録証を交付された者以外には、フランス保護民と呼ばれる者は存在しないことになり、また Asiatic subjects の増加にも歯止めがかけられた。

同協約第12条は、北部 (Chiangmai, Lakon, Lamphoonchi, Nan) において、フランス属民 (ressortissants) (フランス市民 citoyens を含む。ただしこれに該当する人間はこの地方にほとんどいなかったのが実際の意義は認められない。逆にそうであったからこそ含まれたのであろう) の関係する訴訟は、シャムの裁判所 (International Court, San Tang Prathet)⁵⁴⁾ に提訴すべきことを規定した。北部に限定されたこの条項が、裁判権をめぐる紛糾の続く事態の改善へ寄与したところはあまり大きくないと思われる。なぜなら、「何万人」というフランス公使館の登録証を有する中国人の圧倒的多数は、バンコクとその周辺に集中していたのであるから。

しかし、1904年の「協約」は、明らかにシャム＝フランス関係において一つの期を画し、裁判権問題解決への見通しを与えた。それは、「協約」締結時の了解事項として、シャムがフランス人の立法顧問 (Legislative Adviser) の受け入れを認め、⁵⁵⁾ 法典編纂事業がフランス人に委ねられていたことにある。これは、その後の経過からみて、Asiatic subjects および保護民に対する領事裁判権の撤廃を予定した措置と思われる。

フランス人立法顧問を中心とする法典編纂事業は、刑法から始められ、1908年6月1日、「最初の西欧型法典」、⁵⁶⁾ 「諸法典の先駆」として『刑法典』(Kotmai Laksana Aya)⁵⁷⁾ が公布 (同年9月21日施行) された。

刑法編纂事業が進行していた間に、シャムとフランスの間では新たな条約交渉がもたれ、1907年3月23日に調印された「シャム＝フランス条約」において、フランスはフランス市民以外の属民に対する裁判権を、基本的には完全に放棄した。移行措置として、1904年以前に生じた protégés および同条約調印以前に登録済みの Asiatic subjects の裁判は、International

54) “International Court” は、イギリスがすでに早く1883年に北部における British Subjects (ビルマ人、シャン人等が主) に対する裁判権を放棄 (訴訟移送権等を留保) した際、British Subjects が関係する訴訟受理を目的として、シャムが設けた特別法廷に与えられた新呼称で、シャムの裁判官が、シャムの法によって裁く、純粹のシャムの裁判所であり、イギリスは、おそらく北部における権益 (チーク産業) 保護を主眼として、シャムと協力して治安維持を図る姿勢が顕著であった。
Treaty between Her Majesty and His Majesty the King of Siam for the Prevention of Crime in the Territories of Chiangmai, Lakon, and Lamphoonchi, and for the Promotion of Commerce between British Burmah and the Territories aforesaid. Signed at Bangkok, September 3, 1883., *Blue Book, Siam*. No. 1 (1884).

“Phraratchabanjat Samrap Khaluang lae Tralakan na Muang Nakhon Chiangmai Muang Nakhon Lampang Muang Lamphunchai...,” *P. K. P. S.*, Vol. 10, pp. 178-187.

55) Rong (1973) は、これをフランスに対する “a sop” (機嫌をとるためのもの) と表現している (p. 141).

56) Fred W. Riggs, *Thailand, The Modernization of a Bureaucratic Polity*, Honolulu, 1966, p. 133.

57) “Kotmai Laksana Aya,” *P. K. P. S.*, Vol. 22, pp. 1-150. 刑法編纂は、いったん1897年に企てられたが途絶していた。1908年の刑法前文に述べられた制定理由と編纂過程の説明は、必ずしも初期からの一貫した方針を示しているとは思われない。初期からの刑法編纂過程、そこにおける日本人顧問政尾藤吉の役割を含む刑法典成立の意義については、稿を改めて考察したいと思う。

Court が管轄するが、これも諸法典の公布・施行にしたがって、関係訴訟を通常のシャムの裁判所の管轄に移すことが定められた。フランス市民については何らふれるところなく、したがって依然として領事裁判権を認めた同条約の調印が、それにもかかわらず刑法典の編纂に「大変な刺激を与えた」⁵⁸⁾、と刑法審議に参加していた政尾藤吉は語っている。彼は1907年3月23日、新条約がシャムの外務省で調印された同じ晩に、内務省で刑法典の審議をしていたが、

「条約の調印が済むと外務大臣も亦刑法会議に戻って来て、愈々調印が済んだといふそれで他の議員達も大喜びであって、それでは今晚中にどうか刑法を通して仕舞はうではないかといふので、其3月23日の暁の3時頃までやって居って、とうとう通過して仕舞ったのであります、即ち仏蘭西との新条約ができると同時に刑法が通過したのであります」⁵⁹⁾

政尾の言葉にいささかの誇張があるとしても、フランスの保護下にあるアジア人の刑事事件の処理が、当面相当の比重を占める差し迫った問題であったことを示しているといえよう。

こうしてシャムは、外国領事の有した裁判権の一部（フランス保護下にあったアジア人に対する刑事裁判権）を譲渡されたが、そのために、Battambang, Siem Reap, Sisophon「割譲」という「重い代償」⁶⁰⁾を支払った。

IV 保護民問題の国内的背景

(1) バンコクの中国人

「シャムに移住してくる中国人すべてが、かかる法外な (exorbitant) 権利〔領事裁判権〕を利用しようとしたり、いったいどうなるか」⁶¹⁾

58) 政尾 (1908): p. 1634.

59) *Ibid.*, pp. 1634-1635. 内務 (Krasuang Mahatthai), 首都 (Krasuang Nakhonphan), 外務 (Krasuang Tang Prathet), 司法 (Krasuang Yutthitham) 各大臣から成る大臣委員会 (Kammakan Senabodi) を通過したことを言っている (政尾は、1907年3-11月、司法大臣が国王の欧州旅行に随行していた間これに加わっていた)。同委員会とは別に、2委員会が並行して審査を行ない、全委員会の審査は9月に修了、帰国した国王の手による改修を経て、翌年6月1日に公布された (*P. K. P. S.*, Vol. 22, pp. 5-8)。

60) Sayre (1928): p. 79. 「代償」は、裁判権に関しても要求されている。「裁判権に関する同条約付属議定書」(“Sanya Wa Duai Amnat San Nai Krung Sayam Samrap Chai Kae Khon Chao Esia Thi Yu Nai Bangkhap Ru Nai Ponkgan Farangset Titthai Nangsu Sanya,” *P. K. P. S.*, Vol. 21, pp. 185-187.) において、International Court (San Khadi Tang Prathet) の一審判決に対する控訴には、ヨーロッパ人裁判官 (Phu Phipaksa Chao Yurop) 2名の署名を要す (第5条) とした点で、シャムの裁判所へのヨーロッパ人裁判官の導入を意味した。この方向は、1909年のシャム=イギリス条約 (Treaty between Great Britain and Siam, Signed at Bangkok, March 10, 1909, *Blue Book*, Siam. No. 1 (1909); “Sanya Nai Rawang Krung Sayam Kap Krung Angkrit,” *P. K. P. S.*, Vol. 23, pp. 43-58.) において鮮明となる。イギリスは、本国人を含む全 British Subjects に対する裁判権をシャムに委ねると同時に、British Subjects の関係する訴訟については、ヨーロッパ人裁判官 (シャム司法省顧問) の担当・陪席を要求した (「付属議定書」, 第5項)。以後、法典編纂、裁判を担当する司法省顧問は、もっぱらフランス人、イギリス人によって占められる。次の2カ年をとってみても、司法省顧問の構成の変化は明瞭である。1900: ベルギー10, オランダ1, 日本1 (De Saint-Hubert (1965); p. 188); 1916: イギリス12, フランス9, ベルギー1 (『顧問制度』: pp. 80-82)。

61) Dange (1900): pp. 466.

ベルギー人法律家 Dange に厳しいフランス批判をなさしめたのは、このような危惧であった。では Dange は、いかなる事態を予想して憂慮したのであろうか。

そこでまず、「移住してくる中国人」についてみることにしよう。

Akin は、タイ史における19世紀の重要性を指摘する時、それは、

「まず第一に、中国人移民の流入。かれらがタイ社会において最も求められてきたもの、すなわち労働力を提供した」

という重大変化によるのであり、徭役労働の大半が中国人の賃金労働に置換された結果、徭役労働制に基礎をおく Nai-Phrai 関係の弛緩を招いた、⁶²⁾ と述べている。これはいちおう Akin の研究の対象であるラーマ5世による親政開始(1873)以前に関する記述と理解されるが、Wilson によれば、ラーマ4世王期の国家による中国人労働者の雇用は、ほぼ運河の開削・改修工事に限られ、ただちに徭役労働の軽減には結びついていないという。⁶³⁾ また、確かに中国人労働者の雇用は、徭役の金納化(課役代 Kha Ratchakan 納入)を促進したであろうが、Phrai の課役代納付の責任は直接労働の場合と同じく、Nai に負わされていたから、課役代の採用は、人的結合に基づく支配の原理の転換とはならない。⁶⁴⁾ しかしながら、身体的束縛の軽減によって、人的支配は全般的に弛緩し、十分にその機能を果たし得ないという状況が次第に明白になっていくと思われる。

さて、およそラーマ5世王期初めまでの中国人労働者は、国家事業に雇用される者以外には、南部の錫鉱山、南東部のコショウ・砂糖等の中国人が経営するプランテーションで働く者が多数を占め、タイにおける商品生産の大部分を担っていた。⁶⁵⁾

この時期のタイ社会における中国人は、国家から「〔フォーマルな〕システムの外」⁶⁶⁾ の人間としてその存在を認められていたことにより、経済上特別な役割を果たしえた、とされる。この意味での最も顕著な働きは、ラーマ2世王期(1809-24)に導入された徴税請負制(tax farming)において認められよう。ラーマ4世王期に一段と発展した徴税請負制の意義を、Wilson は、「通常の行政機構を用いず、あるいは拡大することなく」「タイ史上、極めて重要な時期に、〔中央〕政府に融通のきく財源」、「現金収入を提供した」ことにある、⁶⁷⁾ と概括しているが、政府のエージェントたる徴税請負人(Cao Phasi)の大部分は中国人であった。このように、中国人の活動は、人的支配に基づく既存の「政治システムの外」に展開したが、ここで成功した個々の中国人は、シャムの官位を授けられて権力に直結し、包摂されていった。こうして人的結合における網の目の一つとなった中国人は、十全な意味でのシャムの民であった。

62) Akin (1969): pp. 179-180.

63) Wilson (1970): p. 576. 田辺 (1973), (I): p. 29 を参照。

64) 石井 (1966): pp. 39-40.

65) Skinner (1957): pp. 109-113.

66) Akin (1969)0: p. 162. p. 181.

67) Wilson (1970): p. 621, p. 643.

1870年頃を境として、タイ社会における中国人の存在形態に新たな様相が加わる。その原因はいうまでもなく、ボーリング条約以後の貿易の発展に帰せられねばならない。

自由貿易は、まず何よりも、シャムの玄関である首都バンコクを変えた。

「1850年の静寂なヤシ林と未踏の密林は、マストの林、高く聳える煙突、せわしないイギリス貿易商たちの活気ある倉庫街（“godowns”）にとってかわられた。精米所、製材所、ドック、造船所、商店、銀行、住宅、学校が、原住民の怠惰に新しい生活を押しつけた」⁶⁸⁾

と、その急速な変化、「半ば西欧化した首都」(the semi-Europeanized capital)⁶⁹⁾の有様が、1894年に謳われている。西洋人の要請によって道路が造成され、バンコクは「水上都市から地上の都市へ」と変容し、市域は著しく拡大した。⁷⁰⁾バンコクを出て、一步内陸に足を踏み入れた西洋人たちは、「バンコクはシャムではない」と語るのが常であったという。⁷¹⁾

ここに新しく生じた、貿易港バンコクが求める労働力需要に応えたのは、続々と流入する（その一部はいわゆる苦力貿易によって）中国人労働者であった。道路・鉄道（1893年開通のサムットプラカーン鉄道建設を嚆矢とする）、運河をはじめとする建設工事に従事する者、埠頭人足、はしけ水夫等の港湾労働者その他の交通運輸関係の労働者、外国人家庭・旅館等の給仕人・召使に至るまで、そのほとんどが中国人で占められた。そして、煙突が首都の空に寺院の塔と肩を並べてそびえ立つと喧伝されるまでに増加した（蒸気）精米所（1870年代以降、大部分を中国人が所有・経営）、および製材所は多数の中国人労働者を雇用していた。⁷²⁾世紀の変わり目頃バンコクを訪れた旅行者は一樣に、バンコクが中国人の町である、という印象を記している。

1896年、警察顧問として英領インド政府から派遣され、初代警視總監 (Inspector General of Police, Bangkok) に就任した A. J. A. Jardine は、その興味深い初の「報告書」(1898-99年度)⁷³⁾において、ほとんどゼロから出発しなければならない警察が直面している種々の問題を指摘しながら、繰り返し中国人に触れている。かれの記するところは、Dange の危惧の一端

68) Norman (1895): p. 410. 1850年のバンコクについての記述は Norman の想像によるものであろう。当時のバンコクについては、さしあたり、Wilson (1970): pp. 437-442 を参照。アユタヤ朝以来、バンコク王朝初期においても、タイの王朝権力は貿易に立脚していたと考えられる。1850年のバンコクも「商港としての機能」〔石井 (1975), p. 43〕は有していた。

69) Campbell (1902): p. 51.

70) Skinner (1957): p. 115; 田辺 (1973): pp. 33-34.

71) Campbell (1902): p. 51; Norman (1895): p. 425.

72) Skinner (1957): p. 88, pp. 103-104, pp. 113-116; 駐暹日本公使館『在暹華僑の現勢』昭和4年（南満州鉄道株式会社東亜経済局『タイ国における華僑』昭和14年, p. 103, p. 154 所引); Campholl (1902): p. 102.

73) *R. P. A. of Bangkok Suburbs and Railway Divisions for 1898-99*. バンコク警察は首都省所轄。バンコク以外の警察は、地方行政改革の一環として、デンマーク人が指導、創始した憲兵制度により、5世王期は内務省所轄。

Jardine は、1902年3月26日まで在任した。その間の業績は *R. P. A. of Bangkok Town, Northern and Southern Suburbs and Railway District, for the Year 120*, pp. 4-5. に簡潔に記されている。

を、またそれが既に現実のものであったことを示しているとみてよいだろう。やや長くなるが、Jardine の中国人に関する記事の一部を次に引用する。

〔人の身体に対する重罪〕 Bangkok Town で報告された事件について)「大部分は中国人の間に起こった。(略) 中国人はほとんど支配 (control) をうけていない。実際、かれらには主人 (master) もいなければ法律規則もなく、センサスも実施されず、制限というものが全くない。かれらに対する課税 (後述) は、この国の人々に対するよりも軽い。

かれらは大勢で雇われると、たいてい雇い主にとって恐怖の種 (terror) となり、欲するものを要求するだけである。労働者がもっぱら中国人であるところの大きな工場 (mills and factories) では、かれらは秘密結社に所属し、犯罪人をかきまい、凶悪犯罪を企み、一般に全くの無法状態にある。警察は通常これらの人々に関してはお手あげである。ほとんどすべての工場が外国の保護下 (under Foreign Protection) にあるから、令状なしに立ち入ることは違法であり、不可能に近い。工場所有者たちには警察を手助けする意志がないのだから。(略)これで大部分の事件の説明がつくのであり、またこれは、警察が戦わねばならない困難をも示す。

おびただしい賭博場、アヘン吸引所、売春宿、特に中国人地区 Sampeng のそれらは、多数の凶悪犯罪の因となっている。

重ねていう、Arms Act は存在せず〔同報告中 Jardine は、火器 (firearms) が普及し、犯罪に多く使用されることから、武器の製造・販売・所持を規制する法律の制定を訴えている〕、誰でも火器を持てるのだ。武器と弾薬は、おおかたの質屋 (pawn-shop) にあるから手軽に購入できる。〕⁷⁴⁾

以上の Jardine 報告から知られるのは、およそ次のようなことである。

第1に、バンコクにおける犯罪の多くに中国人が関係していること。上に引いた「人の身体に対する重罪」(Serious Offences against the Person) 以外に、「同軽罪」(Minor Offences)、禁制の蒸留酒取引、通貨偽造について、特に、大多数の犯罪者は中国人であると述べている。⁷⁵⁾

第2に、外国の保護下にある多数の犯罪者に対して警察の手が届かず、またそのことが、犯罪を助長していること。(Jardine 着任時には、警察自体が名ばかりの存在で十分な権限も与えられていないという理由にもよるが、警察については別の機会に譲る。)

外国の保護に関連し、質屋の存在が注目される。当時バンコクには、外国の保護下にある一握りの人々 (pawn-brokers) が経営する多数の質屋があった。これらがもっぱら盗品を扱うた

74) *R. P. A. for 1898-99*: p. 41, p. 12.

75) *Ibid.*, p. 39, p. 44, p. 48. また、火器を蓄えた中国人秘密結社同志の衝突がしばしば起こって、一般の住民を震憾させた。1898年10月1日布告の「秘密結社法」(“Phraratchabanyat Wa Duai Anji R. S. 116,” *P. K. P. S.*, Vol. 16, pp. 103-110.) は、結社の登録を義務づけ、集会を規制したが実効はなかった。Campbell (1902): p. 277; Vella (1957): pp. 18, 19 を参照。

め、多くの人々を盗犯に走らせていた。⁷⁶⁾ 犯罪者に火器を提供したのも質屋であった。しかし、このような質屋営業をシャム当局が取り締まることは困難を極めたのである。

第3には、中国人が目立った存在であるにもかかわらず、シャム政府の統制努力がほとんどなされていないことがあげられる。増大するバンコクの中国人人口の概数さえ十分につかめてはいなかったようである。

バンコクを「中国人の町」と呼んだ外国人たちは、中国人人口を、バンコクの人口全体の半分以上とか、少なくとも3分の1以上等とまちまちに推定した。諸推定値のわずかなもっともらしい根拠は、中国人人頭税 (Chinese poll tax) の徴収額であったが、これが中国人 (ethnic Chinese) の実数を得るには役立たないことは、Skinner が指摘する通りである。⁷⁷⁾ しかし、人頭税賦課の方法、課税対象等を知ることにより、本稿の課題に関しては幾つかの示唆を与えられる。

(2) 中国人人頭税

一般に「中国人人頭税」と呼びならされているのは、「中国人の手首に（紐で）結ぶ課役代」(Kha Raeng Phuk Pi Ko Mu Čin) という名で、1906年まで、3年に1度ずつ（したがって、Chinese triennial tax と呼ばれる）実施された中国人に対する課税である。納税済みの者の手首に紐を結んで目印としたことからこのように呼ばれる。これが、タイ人ほかの徭役負担（それに代える課役代）に比べて「軽い」とみられるので、シャム政府の中国人移民奨励を示す、というのが通説である。⁷⁸⁾

1897年までは、徴収年ごとに布告 (Prakat) を発して、納税を促していたと思われる。『年次別法令集』(Prachum Kotmai Pračam Sok) には、この税に関する数件の布告が収められている。その中では古い1858年（小暦1219年）の布告 (Prakat Ruang Phuk Pi) には、次のようにある。

「本年は、以前から行なっているように、中国人の手首を縛り国家への奉仕にかり出す (Ken chuai kan paen din) 年にあたっている。入墨をしておらず、登録局の帳簿に番号 (čamnuan) のないすべての中国人をして、1人1カ月の Kan Phranakhon をなさしめる。労役に服さない場合は、全員1人あたり 1 tamlung と手数料 1 salung (計4.25 baht) 払わねばならない……」⁷⁹⁾

ここで課税の対象となっているのは、「登録されていない中国人」である。同布告中で興味深いのは、タイ人であっても、「逮捕 (čap) を逃れるために、〔タイ人には禁じられている〕アヘ

76) *R. P. A. for the Year 120*: pp. 22-25 の「質屋法」(“Phraratchabanyat Rong Čamnam R. S. 114,” *P. K. P. S.* Vol. 15, pp. 26-) 施行に関する報告。

77) Skinner (1957): pp. 70-75.

78) Ingram (1971): p. 31.

79) “Prakat Ruang Phuk Pi,” *P. K. P. S.*, Vol. 5, pp. 276-279.

ンを吸引し、中国人のように髪を垂らしている〔弁髪〕者〕は、「手首に紐を結ぶ」者の仲間入りをさせられ（ただし税額は中国人よりはるかに高い）、自らシャム国家の恵みに浴そうとしない（その代わり義務も負わない）者とみなされていることである。シャム臣民は、Naiの下を離れて浮浪する者としては存在しえなかったから、個人として動きまわる自由⁸⁰⁾を獲得するためには国家秩序の外で生きる以外には「中国人」の姿をとらなければならなかったのであろう。このことから、「手首に紐を結ぶ」税（次出より「中国人人頭税」と記す）を負担する「中国人」は、シャムの「フォーマルなシステム」(Akin)の外の人間、登録されているシャム臣民とは異質の存在であり、それゆえに、シャム臣民にはない自由を認められていたといっただろう。言い換えれば、中国人人頭税には、正規のシャム臣民とは別のカテゴリーに属す人間に対する課税という意義が認められよう。⁸¹⁾

1900年に、中国人人頭税は、徴収の便を図って、「ラタナコーシン暦119年(1900/1901 A. D.) 中国人人頭税法」(Phraratchabanyat Laksana Phuk Pi Čin)⁸²⁾として成文 (Phraratchabanyat) 化される。これは、人頭税負担者＝シャムの「フォーマルなシステム」の外の人間の増加への対応と考えられる。

同法は、徴収年における「18才以上60才以下の弁髪をした中国人男子」に、4 baht 24 at の課役代 (Ngun kha raeng) 納付および手首に紐を結ぶこと (6 baht 32 at 納めれば、納税証明書に代えられる) を義務づけ (第3条)、特に、新たに流入する中国人にも適用される、と明記している (第4条)。しかし、これに該当する者のうち、(1)官位 (bandasak) 保有者 (2)役人 (徴税官、村長、字長) (3)3年間に納税証明書取得に必要な額以上を国家に拠出した者 (4)徴税のための調査を委任される頭家 (5)タイ人としての保護証明書所有者、は税を免除される (第5条)。これらは、いずれもシャムの formal system に包摂された、あるいは連結した者とみなすことができる。この他に、外国の保護民 (Khon nai bangkhap tang prathet)、外国領事館・公使館の被雇用者および若干の者が免除される。

同法はまた、別に内務省布告をもって、同法の適用除外地域を設けている。⁸³⁾ それによると、

80) 友杉氏はこれを「移動の自由」と表現する。友杉(1906): p. 154, 等しかし、これに対するタイ人の「不自由」は、一定の土地への緊縛を意味するものとは考えられないから〔同氏による、Phraiの徴発組織における血縁原理の指摘を参照。友杉(1975): p. 99〕、移動の事実に対する評価は慎重に行なう必要がある。田辺(1972-a): p. 264を参照。

81) 中国人人頭税を異質の人間に対する賦課と云うのなら、それをシャム臣民の負担と直接比較して軽重を論ずることにはやや疑問を感じる。シャム臣民の登録に伴う手首への入墨と「紐を結ぶこと」、毎年の賦課と2年おき、とを比べてみると、中国人が一時的な滞在者であることに対応しているようにも思われる。ここでいう「異質の」とは、人頭税徴収対象の定義が示すところから、シャム臣民としての生活様式を選択しないということ、区別の最も基本的な点として念頭においている。ちなみに、1904年に行なわれた部分的センサスにおいては、種族別集計に際し、「個々人の髪型と服装によって」、中国人とみなすか否かを決定している[“Bangkok Times” Office (1907), p. 110]。

82) “Phraratchabanyat Laksana Phuk Pi Čin Ratanakosin Sok 119,” *P. K. P. S.*, Vol. 17, pp. 330-337.

83) “Prakat Yok Wen Huamuang Thi Mai Tong Chai Phraratchabanyat Phuk Pi Čin R. S. 119,” *P. K. P. S.*, Vol. 17, p. 366.

適用を除外されるのは、(1)別の方法で課役代 (Kha raeng, Kha ratchakan) を徴収している Phuket, Nakhonsithammarat, Saiburi, Chumphon, 西北 (Phayap) の各州 (Phayap を除き南部の以前からの中国人定着地域) (2)中国人が少ない北 (Udon), 東北 (Isan), 東 (Burapha) の各州である。(2)の各州で、中国人が少ないという理由で、徴税を行わないという点は注目に値する。徴税は、現に中国人が大勢いる所に必要とされるのであろう。

そこで次に、バンコク (クルンテープ州 Monthon Krungthep) に関する同法施行規則 (首都省令)⁸⁴⁾ にしたがって、バンコクの多数の中国人をどのように把握しようとしていたのかという点に留意しながら、人頭税徴収方法の要点を示す。

徴収日程は次のとおり。徴収年の5月に徴税布告が出され、納税者の調査を開始し、7月1日から9月30日までの間に徴収する (これを第1段階と呼んでおく)。10月1日からその年の終わりまで、係官は、未納の者を見つけ次第、検束して納税を命ずる (第2段階) (第1項)。第1段階の徴収は、係官が担当行政区域内に居住する中国人について行なう戸口調査 (第2項)、50名以上の中国人を擁す官位保持者、外国保護民の家、工場等ではその管理者からの報告 (第3, 4項) に基づいて行なわれる。10月以降は、上の方法で把握しえない移動する中国人 (puak čin čon) を、交通の要所に設けた関所 (dan) において捕えるのである (第5項)。

いま、これを詳細に検討する余裕がないので、大まかな印象を記すにとどまらざるをえないが、まず第1段階における中国人の把握の仕方は、基本的にはシャムの formal system に依拠した方法とみることができよう。(ただし、外国の保護民である管理者に期待できないことは既にわかっている。) しかし、この方法で毎週、新たにバンコクに到着する (バンコク=シンガポールおよび香港間の定期船で)⁸⁵⁾ 多数の中国人を把握できたとは思われない。事実、この年(1900)、第1段階の徴収期の最終日9月30日には布告が出され、調査、徴収期を過ぎてから新たにバンコクに流入する中国人、徴収期にバンコクを留守にした中国人が多く、大量の追加調査、徴収を要するため、このように、流出・入する中国人、移動する中国人が集中しているバンコク (クルンテープ州) の第2段階の徴収 (čín čon からの徴収) 期を延長する旨が告げられた。⁸⁶⁾ したがって、新たに流入する中国人・移動する中国人からの徴税は、主として第2段階の方法に委ねられていたとみてよいだろう。

その方法は、偶然網にかかった者を捕えようとするに等しい。これらの中国人に要求されているのは、一定期間 (徴収年末まで) に関所を通過する際に「手首に紐を結んでいる」(納税

84) “Kot Senabodi Samrap Kan Samruat Lae Kep Ngun Kha Raeng Phuk Pi Kho Mu Čin Nai Krung Thep Čamnuan R. S. 119,” *P. K. P. S.*, Vol. 17, pp. 339-351.

85) Campbell (1902), p. 269.

86) “Prakat Luan Kamnot Truat Phuk Pi Čin Čon Nai Monthon Krung Thep,” *P. K. P. S.*, Vol. 17, pp. 465-466.

証明書を携帯している) ことにすぎない。中国人側に脱税意志があれば、容易に免れ得たであろうことは想像に難くない。そしてそれは、保護民となって登録証を保持することにより、全く危険を伴わない行為となるのである。

以上の若干の検討から中国人に対しては、シャムの領域内にあることによって自動的にシャム政府の統制が及ぶという原則、すなわち「領域統治」の原則は適用されていないと言いうるのであろう。中国人の移動する人間、あるいは一時的滞在者としての性格に対応するかのように、シャム政府はかれらを3年に1度の人頭税徴収期間しか拘束しようとしないのである。ゆえに、この「人頭税法」が制定された1900年においても、シャム臣民と中国人の間の属人的(personal)な、いわば「境界」が依然として存在していたといえよう。

筆者は、ここにフランスの保護民創出に対してベルギー人法律家が近代国際法に依拠しているのに不正を指摘しえても、それを規制する有効な処置を講ずることなく、なすがままにせざるを得なかったことの根本的原因があった、と考えたい。つまり、領域内に中国人を包含しながら、彼らをフォーマルに国家支配に包摂する制度的「領域統治」が確立されていなかったために、属人主義的な領事裁判権に対抗しえなかった、と。

(3) 保護民問題の帰結

ところで、問題は中国人だけのことだったのであろうか。Skinner は、19世紀の最後の四半期以降、バンコクの中国人人口は、その比率からすればむしろ減少傾向にあったことを指摘している(それでも1907年段階で約50%とみる)。⁸⁷⁾ Skinner はこの傾向を、「19世紀の最後の四半期を通じてタイ人は次第に徭役義務、保護-被保護紐帯(patronage ties)、奴隷の境遇から解放され、新しく移動の自由を獲得して、中国人に匹敵するかつてない大量の人々がバンコクに流入した」と説明する。⁸⁸⁾ 筆者は、この説明を1870年代から適用するのは時期的に早すぎると考える。この時期の流民の存在は、旧制度の機能不全をこそ露呈したのではないだろうか。

しかし世紀が改まると、明らかに「改革」が人口移動を推進する力となった。

『ラタナコーシン暦126年(1907/1908)司法省報告』は、「浮浪者および累犯者矯正法」(1908年9月4日公布)の制定主旨を、次のように述べている。

「本法は、司法省が、バンコク市内の浮浪・累犯者が非常に増加して公衆の安全と福祉にとっての脅威となりつつあると認識した首都省に代わって、起草した。

首都にはここ数年の間に、首都をとりまくすべての地方から、犯罪者や労働嫌いの無頼の徒が集まってきている。

これには、本邦における旧慣から現代的慣行(custom)への全面的変革に責任がある。鉄

87) Skinner (1957), p. 87.

88) *Loc. cit.*

道・汽船・蒸汽船による旅行施設は、バンコク周辺のどこでも豊富である。また娯楽の場として、首都には人を魅惑するものがたくさんある。国民が多かれ少なかれ保護者 (master) の支配の下にあった家父長的制度 (the patriarchal system) が解体しつつあり、そのうえ、多くの若者たちが、徴兵を逃れるために故郷の村々を捨てて、首都の巨大な人口の中に紛れ込んでいくのである」⁸⁹⁾

首都の人口の大半を成したのは、中国人とこうした浮浪の民であった。シャム臣民が、もはや、一人一人保護者の下に登録され、目印をつけられた存在でなくなっていた時、かれらを「登録されていない中国人」と区別する手だてはなかった。このような状況において、無制限に外国の保護が与えられるとすれば、これらのすべての無法者が保護民と化しえたであろう。事実、保護民化は、タイ人の間でも進んでいたのである。⁹⁰⁾ 問題の行き着く所はここにあったと思われる。国家の法と秩序がその民にとって無視しうるものとなれば、国家の支配はその基礎から揺らぐことになる。

保護民創出の規制、さらには保護民創出を圧力として機能させている保護民に対する領事裁判権の撤去の要求は、近代国家としての領土主権の主張に基づかねばならなかった。それは、保護民の大半を占める中国人をも国家支配に包摂する意志を表明することであるから、そのためには、シャム臣民と中国人の間にそれまで設けられていた「境界」を取り去って、中国人を等質の国民として認めることが必要となろう。

1909年3月26日に発せられた「中国人の手首に紐を結ぶ方法を廃止する布告」⁹¹⁾は、シャム政府が中国人をシャム臣民と等質の存在と認める宣言であった。先に検討した「中国人人頭税法」制定の翌年(1901)、中国人を含まないシャムの民(18才以上60才以下の男子)については、一部の例外を除き、徭役労働を完全に廃して、年6 baht の課役代(人頭税)徴収に代えた「ラタナコーシン暦120年課役代徴収法」が制定されていた。⁹²⁾これに対して中国人は、1900年以後、1903年、1906年に、4 baht 24 at の人頭税を徴収され、「手首に紐を結」んでいたが、ここに至ってシャム政府は、「外国人としてよりも、タイ人と等しいものとみなす」中国人にも年6 baht の課役代を要求し、手首に紐を結ぶことを廃したのであった。

ここで示された税負担における平等化は、1907年の対フランス条約以後実現の運びとなったフランス保護民に対する裁判権の獲得が、中国人の国家支配への包摂を要請したことを考える

89) Siam, Ministry of Justice (1908), p. 4. 1905年8月29日に「徴兵法」(“Phraratchabanyat Laksana Ken Thahan Ratanakosin Sok 124,” *P. K. P. S.*, Vol. 20, pp. 302-315.) が公布された。ただし、クルンテープ州の同法適用は、1907年7月11日付布告により、1908年4月1日からとされた。(“Prakat Chai Phraratchabanyat Laksana Ken Thahan R. S. 124 Nai Monthon Krung Thep,” *P. K. P. S.*, Vol. 21, p. 240.)

90) Sayre (1928), p. 676.

91) “Prakat Luk Withi Kan Phuk Pi Thi Kho Mu Ćin,” *P. K. P. S.*, Vol. 22, pp. 601-604.

92) “Phraratchabanyat Kep Ngun Kha Ratchakan Ratanakosin Sok 120,” *P. K. P. S.*, Vol. 18, pp. 224-230.

時、当然の処置であったといえよう。同布告においてシャム政府は、中国人に対してタイ人と全く等しい権利と自由を認めてきたと主張した。そしていまや義務も等しくするに及んで、中国人とシャム臣民を隔てた「境界」は消失し、領域統治の原則が一貫性をもって打ち出されたのである。

V ま と め

「近代化の開始の前夜においては」、シャム国家の政治システムの外にいる中国人が、政治システムの変改を伴わずに、新しい経済的要請を満たす役割を果たした、と Wilson は論じている。1870年代以降、バンコクに多量の労働力が求められた時も、シャムは、これに応ずる中国人を、旧来の人的結合に基づく支配原理を維持して、その枠の外においたまま受け入れていった。こうして巨大な中国人人口を首都に抱えるようになった頃、ようやく統治の根本的改革が開始され、人的紐帯から逃れた民の少なからぬ部分がバンコクに吸収されて、中国人とともに都市の人口を形成し始めた。そして増大する都市の民に対して、シャム国家がいまだ有効な統治を行ない得ないでいる時、領事裁判権が足下からシャムの民を蚕食していくことに気づかされたのであった。

これを阻止するために、既にシャムの経済にとって不可欠の存在となっていた中国人をもシャムの国民として包摂した、一元的領域統治の原則を定立せざるをえなかった、といえないであらうか。この時期に「近代的」法典を編纂する必然性もそこにあったのではないか。1908年の刑法、さらに暫定的ながら、裁判所法・民事訴訟法⁹³⁾の成立によって、領域内のすべての民をとりこむ体制が整い始めたところで、1909年に打ち出された人頭税の一律化は、この文脈において理解したい。

このように、一元的領域統治の原則は、国内統治に対する直接的な外圧を排するための体裁として、早急に求められたという色彩が強いように思われる。この体裁は、直接的な外圧である保護民創出を通じての領事裁判権の濫用を食い止めることができたが、本来の領事裁判権の撤去、すなわち国際社会における対等の国家主権の確立と直接結びつくものではなかった。むしろ、この時はじめてタイにおける領事裁判権は、「治外法権」と呼びうるものになったといえよう。

一方国内統治に関しても、この「解決」は問題を残した。いわば、旧来のシャムの政治システムが吸い寄せた中国人を近代国家の枠組に押し込もうとした1909年の人頭税法は、中国人のナショナリズムが容認するところではなかった。Skinner のいうように、この時、タイにおける中国人（華僑）問題が生起する。⁹⁴⁾

93) “Phrathammanum San Yutthitham Ratanakosin Sok 127,” *P. K. P. S.*, Vol. 22, pp. 238–253; “Phrara-tchabanyat Withi Phičarana Khwam Phaeng Ratanakosin Sok 127,” *P. K. P. S.*, Vol. 22, pp. 254–320.

94) Skinner (1957): p. 155, p. 162.

また、中国人以外の大多数のシャム臣民に対して、新しい支配原理はどのように及んだのか。それは今後の課題としておかねばならないが、さしあたり次のようなことは言えるであろう。

前出の1908年9月4日公布の「矯正法」⁹⁵⁾は、首都の犯罪者を収監するかわりに、地方へ送って、そこで役人の「父の子に対するような」監視の下で矯正しようというものである。首都の治安を回復するために、また保護者を離れて首都に出てきた浮浪者を正業に就かせるために有効な手段として採用されたのは、再びかつての Nai のごとき監督者の手を借りることであった。同法が象徴するように、人的結合による支配の構造を変革し、単なる体裁ではない真の領域統治の実現には、これからまだ多くの時間を要するであろう。そしてまた、バンコクは確かにシャムでありながら、シャムではなかったことを思い出しておく必要がある。バンコクにおいて新しい原則の定立を要求した状況は、地方には存在しなかった。バンコクをやや離れば、いまだ商品経済の波及することの少ない農村社会があった。

以上、筆者は本稿において、保護民問題が、タイにおける一円的領域支配原理の成立の、少なくとも一つの契機であったことを示そうと試みた。本稿で大まかに述べたことをいっそう抽象化して示せば次のようになる。

人的結合に基づく国家支配は、一定領域内の人間をすべて包摂するものではない。しかし、そこには領域概念が存在しない以上、それが不都合と感じられることはない。タイにおいて領域は、外側から決定された領界によってもたらされた。しかし、領域が成立したからといって、人的支配を成立させた条件が変化しない限り、直ちに支配原理の全面的転換が起こるとは考えられない。落ちこぼれが少数であれば、それは見逃されていたと思われる。中国人の流入は、国家支配に包摂されない人間の増大を意味した。にもかかわらず放置されていた大量の中国人が、保護民として奪われることによってはじめて、かれらを包摂する支配の必要性が認識される。さらに、19世紀中の社会経済的変動によって、また一連の制度的改革によって、人的支配が全般的に弛緩した結果、中国人を除外する国家支配の「境界」が定かでなくなり、奪われる人間は中国人に止まらなかった。このことが、すでに意味をなさなくなった人的支配の「境界」を取り去った、一円的領域統治の原則定立を促した。

あ と が き

本稿で筆者は、「保護民問題」という語を明確に規定しえないまま使用した。

それは一つには、おそらくこれが公然とまかり通った不正に発していたがゆえに、⁹⁶⁾あるいはまた不正をまかり通らせた事情のゆえに、十分な史料がえられずに、筆者が事の全容をつか

95) “Phraratchabanyat Datsandan Khon Čon Čat Lae Khon Thi Kui Tong Thot Lai Khrang,” *P. K. P. S.*, Vol 22, pp. 344-347.

むにはほど遠いからである。しかし、保護民問題が刑事上の問題に止まらないことは明確にしておかねばならない。本稿では、バンコクの治安問題を、それが直接多くの人々の目に触れる形で表出しているため手元の史料で一端を窺いえたことにより、また刑法典成立との関係を重視して取り上げたのであるが、フランスとの日常的な摩擦は、民事の混合裁判方式から生じていたことが多いと思われる。その中で、保護民の土地に対する権利をめぐる争いが多数存在したことは注目に値しよう。⁹⁷⁾ また保護民問題を、主として中国人に関係するからという理由で、中国人（華僑）問題と限定することは、本稿で触れえなかった中国人側の主体的条件を考慮しなければならないとしても、問題の本質を見失う結果になると言うことができる。

さらに保護民問題を規定しえない理由を述べるならば、筆者にまだこの問題が指し示すより根本的な話題に応ずる準備ができていないためでもある。そこで最後に、現在筆者の念頭にある諸点を書き留めて、筆をおくことにしたい。

当面最も直接的な課題は、テーサーピバーン体制の評価であろう。本稿で筆者は、テーサーピバーン体制の成立を領域国家の誕生とみなす田辺氏の所説に対して批判的な叙述を行なったことになる。国家の領域内に、属人的原則に基づく異なるカテゴリーの人間の存在を認め、またそれが把握しうるに足りないほど少数であるからとの理由で、何ら関与することのない「領域国家」がありうるであろうか。20世紀の初頭においても、タイには未だ領域統治は確立されていなかったと言わざるをえない。

しかし、テーサーピバーン体制が、成立の時点において国家が包摂していた民に対して、領域的支配を志向していたか否かは、別の問題であろう。筆者は少なくとも「ラタナコーシン暦116年地方行政法」(1897年)⁹⁸⁾を見る限りでは、これをもって領域統治の成立とみなすことはできないと考えているが、この問題は、内務省の地方行政改革と密接な関係を保ちながら遂行した司法省による法制度改革の検討を通じて追及したいと考える。その際大切なのは、地域的偏差に留意することであろう。諸法令は、公布されても直ちに全土に適用されたわけではないので、その施行の実態を、旧来の支配秩序における諸地域の理念上および実際上の位置づけと、⁹⁹⁾

96) 1904年にシャムの立法顧問として迎えられたフランス人 Padoux は、1900年にベルギー人 Dange の論文が掲載されたのと同じ『国際私法雑誌』に、8年後(1908)に寄せた論文において、中国人登録という「慣習」(pratique)について、「おそらくカトリックに改宗した若干の中国人に公式の保護が与えられたのに続いて、いくつかの外国領事館が中国人に保護証明書を交付し始めたのであろう。」とさりげなく記し [Padoux (1908), p. 695], もっぱら1907年のシャム＝フランス条約における前進を讃えている。

確かに、資格のない中国人の登録はラーマ4世王期に既に始まっており、アメリカおよびポルトガルの領事館は、一時期、公然と登録証販売を行なったとされる [Skinner (1957): pp. 145-146; Nathabanja (1924): pp. 123-124]。しかし、同じ Padoux が、「由々しき危険」(un danger véritable) をもたらした、とする多数の中国人への保護拡大が、Padoux が一言も触れないフランスの政策によって生じたことは明らかである。

97) 北原 (1975): pp. 310-312.

98) “Phraratchabanyat Laksana Pokkhrong Thongthi Ratanakosin Sok 116,” *P. K. P. S.*, Vol. 16, pp. 22-67.

99) 田辺 (1972-a) を参照。Akin の描いたタイ社会の機構は、シャム国家の中核部の理念上の姿であろう。

19世紀半ば以降の変容の度合と連関させながら、綿密に検討する必要があると思われる。

次に、本稿で述べたように、領域統治がその端初においては「体裁」にすぎなかったとすれば、真の領域国家がどこから生まれてくるかを問わなければなるまい。それは土地と人間との関係の変化（近代的土地所有の成立）によらねばならないと思われる。問題への此方からの接近が不可欠であろう。そしてさらに、「前近代タイ国家の人的支配」が残された問題であることとは言うまでもない。

文 献

1) 欧・タイ文

- Akin Rabibhadana. 1969. *The Organization of Thai Society in the Early Bangkok Period, 1782-1873*, Ithaca.
- “Bangkok Times” Office. 1907. *The Directory for Bangkok and Siam*, Bangkok. (Directoryとして引用)
- Bowring, Sir John. 1857. *The Kingdom and People of Siam*, 2 Vols., London.
- Campbell, J. G. D. 1902. *Siam in the Twentieth Century, Being the Experiences and Impressions of a British Official*, London.
- Dange, Auguste. 1900. “De la condition juridique des étrangers et de l’organisation judiciaire au Siam,” *Journal du droit international privé*, pp. 461-477, pp. 704-716, Paris.
- Great Britain Parliament. *The British Government Blue Book: Siam, 1857-1913*, London.
- Hall, D. G. E. 1968. *A History of South-East Asia*, 3rd ed., New York.
- Ingram, James C. 1971. *Economic Change in Thailand; 1850-1970*, Stanford.
- James, Eldon R. 1922. “Jurisdiction over Foreigners in Siam,” *American Journal of International Law*, October, 1922, pp. 585-603.
- Jeshurun, Chandran. 1970. “The Anglo-French Declaration of January 1896 and the Independence of Siam,” *Journal of the Siam Society*, Vol. 58, Pt. 2, pp. 105-126. Bangkok.
- Luang Nathabanja. 1924. *Extra-territoriality in Siam*, Bangkok.
- Norman, Henry. 1895. *The Peoples and Politics of the Far East*, New York. (Siam; pp. 407-519.).
- Padoux, Georges. 1908. “Condition juridique des étrangers au Siam,” *Journal du droit international privé*, pp. 693-713, pp. 1037-1054, Paris.
- Piggott, Sir Francis. 1907. *Exterritoriality*, New ed., Hong Kong, London.
- Rong Syamananda. 1973. *A History of Thailand*, 2nd ed., Bangkok.
- De Saint-Hubert, Christian. 1965. “Rolin-Jaequemyns (Chao Phya Aphay Raja) and the Belgian Legal Advisors in Siam at the Turn of the Century,” *Journal of the Siam Society*, Vol. 53, Pt. 2, pp. 181-190.
- Sathian Lailak(ed.). *Prachum Kotmai Pračam Sok*, Bangkok.
- (เสถียร ลายลักษณ์, ประชุมกฎหมายประจำศก, พระนคร, พ.ศ. ๒๔๗๔. 『年次別法令集』,
(P. K. P. S. として引用)
- Sayre, Francis B. 1927. “Siam’s Fight for Sovereignty,” *Atlantic Monthly*, 140, pp. 674-689.
- 1928. “The Passing of Extraterritoriality in Siam,” *American Journal of International Law*, January, 1928, pp. 70-88.
- Siam, Dept. of Police and Local Government. 1899-1906. *Report on the Police Administration of Bangkok, Suburbs and Railway Divisions for 1898-1906*, 5 Vols., Bangkok. (R. P. A. として引用)
- Siam, Ministry of Justice. 1908. *Report for the Year 126 by the Judicial Adviser*, Bangkok.
- Skinner, G. William. 1957. *Chinese Society in Thailand; an Analytical History*, Ithaca.
- Vella, Walter F. 1957. *Siam Under Rama III*, New York.
- Wales, H. G. Quaritch. 1934. *Ancient Siamese Government and Administration*, London.
- Wilson, Constance M. 1970. *State and Society in the Reign of Mongkut, 1851-1868: Thailand on the Eve of Modernization*. (Dissertation, Cornell University)

2) 邦文

(未刊文書)

日本, 外務省 (外交史料館所蔵)

- A. (3, 8, 4, 16) 『外國官庁ニ於テ本邦人雇用関係雑件』 「別冊暹國之部」 (明治30年10月—大正6年9月)
- B. (1, 6, 1, 4-4) 『各國內政関係雑纂』 「別冊暹國之部」 (明治30年4月—)

石井米雄. 1966. 『タイにおける不自由労働制の解体』 アジア経済研究所。

-----, 1968. 「タイの徭役制度の一考察—“三印法典”を中心として—」 『東南アジア研究』 6巻1号, pp. 36-54.

-----, 1974. 「歴史と稲作」 石井米雄編 『タイ国一ひとつの稲作社会』 pp. 16-45, 創文社。

岩生成一. 1966. 『南洋日本町の研究』 岩波書店。

北原 淳. 1974. 「ラーマ5世王期の土地政策—地租徴収と権利確定の関係を中心として—」 『アジア諸国等における土地政策—昭和48年度報告』 pp. 293-343. アジア経済研究所 (所内資料)。

田辺繁治. 1972-a. 「タイ旧制度下の国家領域に関する一考察」 『東南アジア研究』 10巻2号, pp. 246-270.

-----, 1972-b. 「タイにおける国家領域の成立過程—チャクリ改革期を中心として—」 『史林』 55巻6号, pp. 33-73.

-----, 1973. 「Chao Phraya デルタの運河開発に関する一考察 (I)(II)」 『東南アジア研究』 11巻1号, pp. 14-48, 11巻2号, pp. 191-222.

友杉 孝. 1966. 「Chao Phraya デルタのかんがい排水開発の歴史的発展過程」 『東南アジア研究』 3巻4号, pp. 147-156.

-----, 1975. 「チャオプラヤー・デルタの稲作と社会」 石井米雄編 『タイ国一ひとつの稲作社会』 pp. 83-111, 創文社。

日本, 外務省 『暹羅國外交行政沿革及顧問制度』 (1916年, 在暹羅國帝國公使館二等書記官 井田守三調査) (『顧問制度』として引用)

政尾藤吉. 1908. 「暹羅の新刑法に就て」 (法理研究会講演) 『法学協会雑誌』 25巻11号, pp. 1622-1650.

矢野 暢. 1975. 「稲作国家の政治構造」 石井米雄編 『タイ国一ひとつの稲作社会』 pp. 112-161, 創文社。